平成２３年（フ）第２２８号
高知市旭町１丁目39番地38　ロイヤル旭203号室
債務者　髙橋　道生
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３２号
高知市神田665番地７　武内方
債務者　井上　良恵
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７号
大分市大字寒田743番地の８
債務者　坪井　順子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５８号
大分市大字寒田743番地の８
債務者　坪井健一朗
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０号
大分市大字古国府98番地の１
債務者　二ノ宮正則
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３号
大分県別府市大字鶴見3959番地の８
債務者　増田　義美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５９号
鹿児島県鹿屋市寿１丁目20番14号
債務者　持留　ゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
富山市南田町２丁目７番23―103号　ハイツ南田町
債務者　金澤　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
富山県魚津市東町14番１号　カメーリエ102、前住所富山県滑川市柳原７番地19
債務者　佐々木しほの
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬2306号、前住所富山市石金２丁目５番20―405号　メゾン・ド・アキノ弐番館
債務者　長谷みどり
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
熊本市長嶺南６丁目17番25―105号
債務者　松根　敏樹
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９５号
熊本県上益城郡益城町大字福富652番地
債務者　淋　　明美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０２号
熊本市戸島西１丁目29番31―906号
債務者　大川　智美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５４号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5900番地304
債務者　神野　聖子（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６３号
熊本市画図町大字重富888番地７　５―302号
債務者　西村　禎祐
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０１号
熊本市鹿子木町93番地３　サンシャインコートⅢ101号
債務者　鬼塚まなみ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０４号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目21番16号
債務者　小野　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１１号
熊本市新町３丁目８番９号　サマーハイツ新町205号、前住所熊本市渡鹿７丁目８番52号
債務者　宮本　サチ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部